

総 会 開 催 結 果

作成日：平成 31 年 2 月 27 日

1	総会名	平成 31 年 2 月 大槌町農業委員会定例総会			
2	開催日時	平成 31 年 2 月 26 日（火） 午前 10 時 00 分			
3	開催場所	大槌町役場 3 階 中会議室			
4	出席者の 状況 ○：出席 ×：欠席	農 業 委 員			
		議席番号	役 職	氏 名	出欠
		8	会長	佐々木 重吾	○
		7	会長職務代理者	阿部 義正	×
		1		三浦 英俊	○
		2		阿部 成子	○
		3		北田 和紀	○
		5		藤原 長英	○
		6		兼澤 修悟	○
		農地利用最適化推進委員			
		担当地域		氏 名	出欠
		金沢	三浦 幸保		○
			阿部 美智子		○
		小鎚	藤原 市之助		○
			川崎 郷泉		○
		上京・町方・吉里吉里・浪板	佐々木 和之		○
三浦 茂男			○		
※農業委員会事務局		事務局長 小笠原 純一	主幹 祝田 茂		
5	議 事		付議	承認	
	報 告	・平成 30 年度 市町村農業委員会会長研修会及び会議等			
	議 案	農地法適用外証明願について	3	3	
		大槌町農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について	1	1	
		平成 30 年大槌町農地賃借料情報の公表について	1	1	
6	その他	・連絡事項等（次回の現地調査、総会の日程、研修について）			

総 会 議 事 録

議 長	<p>【開会 午前 10 時 00 分】 お疲れ様です。なんだか暖かくなってきましたが、新聞に出ていたけれども、今年 はエルニーニョの関係で冷夏になるかもしれない、との予想が出ていました。こ の時期になると春の作業を心配しながらこの先のことを考えてしまうような感じ です。</p> <p>それでは定刻になりましたので、只今より平成 31 年 2 月大槌町農業委員会総会 を開催いたします。</p> <p>本日の農業委員の出席状況を報告いたします。委員の定数 7 名のうち 6 名の出席 で過半数に達しておりますので、本日の総会は成立しておりますことを報告いたし ます。(7 番 阿部義正会長職務代理者は、町議会対応のため、欠席となりました。)</p> <p>【日程第 1 「会期の決定」】 日程第 1 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。平成 31 年 2 月総 会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>異議なしと認め、会期は、本日 1 日間と決定いたしました。</p> <p>【日程第 2 「議事録署名委員の指名」】 日程第 2 議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>ご異議ございませんので、6 番 兼澤修悟委員と 7 番 阿部義正会長職務代理者 を指名いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>【日程第 3 「諸般の報告」】 日程第 3 諸般の報告を行います。では、事務局、お願いいたします。</p>
事務局長	<p>◎以下を朗読</p> <p>1 平成 30 年度 市町村農業委員会会長研修会及び会議等 日 時 平成 31 年 2 月 13 日 (水)、14 日 (木) 場 所 盛岡市つなぎ温泉「ホテル紫苑」 出席者 佐々木重吾会長</p>
議 長	<p>【日程第 4 「議案第 23 号 農地法の適用外証明願いについて」】 続きまして、日程第 4 議案第 23 号「農地法の適用外証明願い」について番号 22 を上程します。事務局より議案の朗読と説明を願います。</p>

事務局長	※<資料 1>2019. 2. 26 議案書を朗読
議 長	只今の事務局の説明に関連して、これの立会いに当たられました三浦英俊委員、三浦茂男推進委員から所見を伺います。お願いします。
三浦英俊委員	現地確認をいたしましたところ、当該地は面積が 165 m ² ですが、距離としては結構ある細長い状態となっております。現在は道路の法から中心に向かって下方に伸びている、何をするにしても非常に利用価値のないような土地となっております。したがって証明をしても何も問題ないと思います。
議 長	農地法の適用外証明願いに基づく証明の検討事項について、事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局長	農地法の適用外証明の範囲に掲げる、「天災地変等の不可抗力により、農地または採草放牧地以外になった土地で、農地または採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの」に該当すると判断されますので、証明をしても問題ないと思われま。
議 長	<p>それでは、質疑に入ります。只今の地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり「相当」として「農地法の適用外証明願いに係る現地確認書」の写しを沿岸広域振興局へ送付いたします。</p> <p>続きまして、番号 23 を上程します。 事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局長	※<資料 1>2019. 2. 26 議案書を朗読
議 長	只今の事務局の説明に関連して、これの立会いに当たられました三浦英俊委員、三浦茂男推進委員から所見を伺います。
三浦英俊委員	<p>ここは、さきほどの「番号 22」の申請地に近い場所でありまして、 から は、やはり法面に対して登っていくような感じで細長くなっており、実寸・見た目ともに利用できないような状態となっております。</p> <p>それから は、防波堤の真下になっておりまして脇の道路とも重なっており、実際のところ農地としては不適と思われるので証明をしても問題ないと思われま。以上です。</p>
議 長	農地法の適用外証明願いに基づく証明の検討事項について、事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局長	農地法の適用外証明の範囲に掲げる、「天災地変等の不可抗力により、農地または

	採草放牧地以外になった土地で、農地または採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの」に該当すると判断されますので、証明をしても問題ないと思われま
議長	それでは、質疑に入ります。只今の地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手願います。
北田和紀委員	異議を唱える訳ではないのですが、この■■■■から■■■■は、昭和48年頃より町道の一部になっているとのことですが、本来は、町道になる時というのは地目を変更する手続きとかをやらないものなのですか？
事務局長	土地収用法で、例えば、現状が道路だったり構築物であったりするのですが、そこを公で使うという扱いになるので、登記地目の変更はやっていません。
北田和紀委員	現状がどうであれ、まあ一応道路になったというだけ？
事務局長	はい。その代り課税対象から外れる形となります。それから、確か先々月に申請のあった新町の一部が今回と同じように、現状とすればグラウンドだったり道路だったところの元々の登記は「農地」だったのですが、これからそこを別の形に改修していくことになったので、今回の適用外申請願いをするに至ったということです。
北田和紀委員	場所は無理もない所だけれども、ただ、(昭和)48年から町道になっているということだから、そういうものは整備しないでやっているのかな、と思って聞いてみました。
議長	<p>何だか結構やっているんだっけね。私有地のまま道路になっている所とか。そういう所も課税対象から外れている。よくあるんです。</p> <p>よろしいですか。それでは、採決いたします。 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり「相当」として「農地法の適用外証明願いに係る現地確認書」の写しを沿岸広域振興局へ送付いたします。</p> <p>続きまして、番号24を上程します。 事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局長	※議案書を朗読
議長	只今の事務局の説明に関連して、これの立会いに当たられました三浦英俊委員、三浦茂男推進委員から所見を伺います。
三浦英俊委員	<p>現地は、安渡・惣川・赤浜に通じる道路沿いにありまして、左手の山林的場所の傾斜地点にあります。登記上は農地となっておりますが、現状を見るとほとんど山林状態でした。</p> <p>そして、その脇にある宅地に住宅を建設するにあたってそこを掘削して使用するというので、今回の申請となりました。</p> <p>また、現地は上の方にかすかに道路があったとの事ですが、現在はまったくの山</p>

	林・藪状態でした。このことから、適用外の証明をしても問題ないと思われま す。以上です。
議 長	農地法の適用外証明願いに基づく証明の検討事項について、事務局から補足説明 をお願いいたします。
事務局長	農地法の適用外証明の範囲に掲げる、「その他農地または採草放牧地以外になっ てから長年月を経過した土地で、農地または採草放牧地として復旧することが著しく 困難と認められるもの」に該当すると判断されますので、証明をしても問題ないと思 われます。
議 長	<p>それでは、質疑に入ります。只今の地区担当委員、事務局からの説明について、 発言のある方は、挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>よろしいですか。それでは、採決いたします。 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり「相当」として「農地法の適用外証明願いに係 る現地確認書」の写しを沿岸広域振興局へ送付いたします。</p> <p>【日程第5「議案第24号 大槌町農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関す る指針(案)について」】 続きまして、日程第5 議案第24号「大槌町農業委員会 農地等の利用の最適化 の推進に関する指針(案)」について を上程します。 事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局長	※<資料2>議案第24号 大槌町農業委員会指針(案)を朗読
議 長	<p>それでは、質疑に入ります。只今の事務局からの説明について、発言のある方は 挙手願います。</p> <p>まあ、これが農業委員会に求められている一番のものとなっています。考え方と してこういうことなんで、実際の意向調査なり利用調査なり、そこら辺の日程的な ものを事務局と相談しながらやっていくことになるかな。そんな風に進めていき たいと思います。</p> <p>なかなか、この資料にも書いてありますが、田畑が「狭い・利用しにくい」とい う現状の中山間地で、集積率といってもまだ20%前後ぐらいにしか達しておらず、 平場とは少し状況が違うのですが、新聞で見ましたが、新しい制度として中山間地 でも5ヘクタール未満の補助整備がもしかしたらできるようです。そういった事業 を利用することで、農家の負担分を助成してもらえれば、有効利用して担い手なり 新規就農者に回すこともできるのではないかと思います。今のままでは、かなり厳 しいと思います。</p> <p>上の方から来たものをクリアしていくのは実際には大変なことだけれども、知恵 をしぼりながらやっていければと思います。</p>
北田和紀委員	農地の所有者を確認することができない農地の取扱いについて、どっかの事例は あるの？

事務局主幹	これは新しい法律になります。昨年度に、法律が改正されまして全部分かっていなくても貸し出しができるということになりました。
議 長	なかなか大変だけれども、いずれどこまでできるか分からないが、やんねえばなんないので、31年度の中で何か取組みができればと思いますので、スケジュール的なものを事務局には検討いただきたい。
事務局長	まず、できるだけ作業のしやすい所の農地をピックアップして、機械の入りにくい所とか、陽当たりが良なくて作物が育ちにくいような所を何とかしようと言うのはなかなか厳しいと思うので、できるだけ早いうちに営農者に使ってもらって耕作できるような遊休農地をピックアップしてやっていければいいなと思います。 一回ですべて調査をするのは難しいので、少しずつでもやっていければ良いと思っていました。
議 長	よろしいですか。それでは、採決いたします。 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員賛成) 全員賛成ですので、原案のとおり決定いたしました。 【日程第6「議案第25号 平成30年大槌町農地賃借料情報の公表について」】 続きまして、日程第6 議案第25号「平成30年大槌町農地賃借料情報の公表」について を上程します。 事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	※<資料3>議案第25号 平成30年大槌町農地賃借料情報の公表議案書を朗読
議 長	それでは、質疑に入ります。只今の事務局からの説明について、発言のある方は、挙手願います。 (質問、意見なし) よろしいですか。それでは、採決いたします。 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員賛成) 全員賛成ですので、原案のとおり決定いたしました。 本日の議案は、以上です。 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。 また、これをもって、本日の会議を閉じ、農業委員会2月総会を閉会いたします。 ご苦労様でした。 【閉会 午前10時50分】